

将来の最終処分場のあり方 - 最終処分場再生事業が埋立構造や維持管理のあり方を変える？ -

大成建設株式会社 押方 利郎

1. 最終処分場の必要性

循環型社会形成推進基本計画には、廃棄物等の発生抑制、再使用および再生利用を促進することによって平成 22 年度の最終処分量（一般廃棄物及び産業廃棄物処分量の合計）を約 2,800 万トンとする数値目標が掲げられている。ちなみに、この計画期間である 10 年間に必要な最終処分量は 46,200 万トン（埋立廃棄物の単位体積重量を 1.0t/ m³ とすると 46,200 万 m³）にもなる。

一方、環境省は最終処分場の残余容量（一般廃棄物及び産業廃棄物処分場の合計）を平成 12 年度末現在 33,309 万 m³ と公表している。この残余容量は、平成 22 年度までの 10 年間に必要な最終処分量 46,200 万 m³ と比較して不足していることがわかる。また、この不足している最終処分量 12,891 万 m³ に見合う最終処分場を 10 年間で建設するとして 1 か所当たりの埋立容量を 20 万 m³ と仮定すると、毎年 65 か所ずつ整備しなければならない計算になる。

したがって、この対策としては新規処分場を建設する他、既設最終処分場の延命化あるいは不適正な最終処分場の再生事業が処分容量確保策として有効な選択肢の一つになると考えられる。

2. 最終処分場再生事業

環境省は、平成 15 年度から適正な既存最終処分場（昭和 52 年以降の共同命令が適用された最終処分場）を対象に、埋め立てられた廃棄物を掘起し、リサイクルや中間処理を行って減量化を図り新たな処分空間を創出する事業を補助対象にした。また、平成 16 年度から既設の不適正な最終処分場を適正化して今後ともこの処分空間を活用する「不適正な埋立処分地の再生事業」が創設された。

この事業は、遮水工や浸出水処理施設を有しない不十分な最終処分場を現行の基準に適合した施設に再生させ適正な処分場として残余容量を確保するものである。本事業の特徴は、処分場の延命化と同時に不十分な処分場機能の適正化を図り環境リスクを最小化することである。既設最終処分場の再整備という本事業が推進されると最終処分場の概念そのものが変わると考える。

3. 求められる埋立構造等

ここでは「繰り返し使える（循環型）処分場」を念頭にいくつかの課題をあげた。

埋め立てられた廃棄物の掘起しを前提にした最終処分場はどうあるべきか？

その場合、特に遮水構造はどうあるべきか？

処分場を構成する各施設の機能診断手法・評価基準の設定

埋立廃棄物の安定化指標、評価基準の設定

掘起された廃棄物のリサイクル（用途開発、技術開発）

など

以上